

生産性向上・賃上げに取り組む中小企業等を支援します

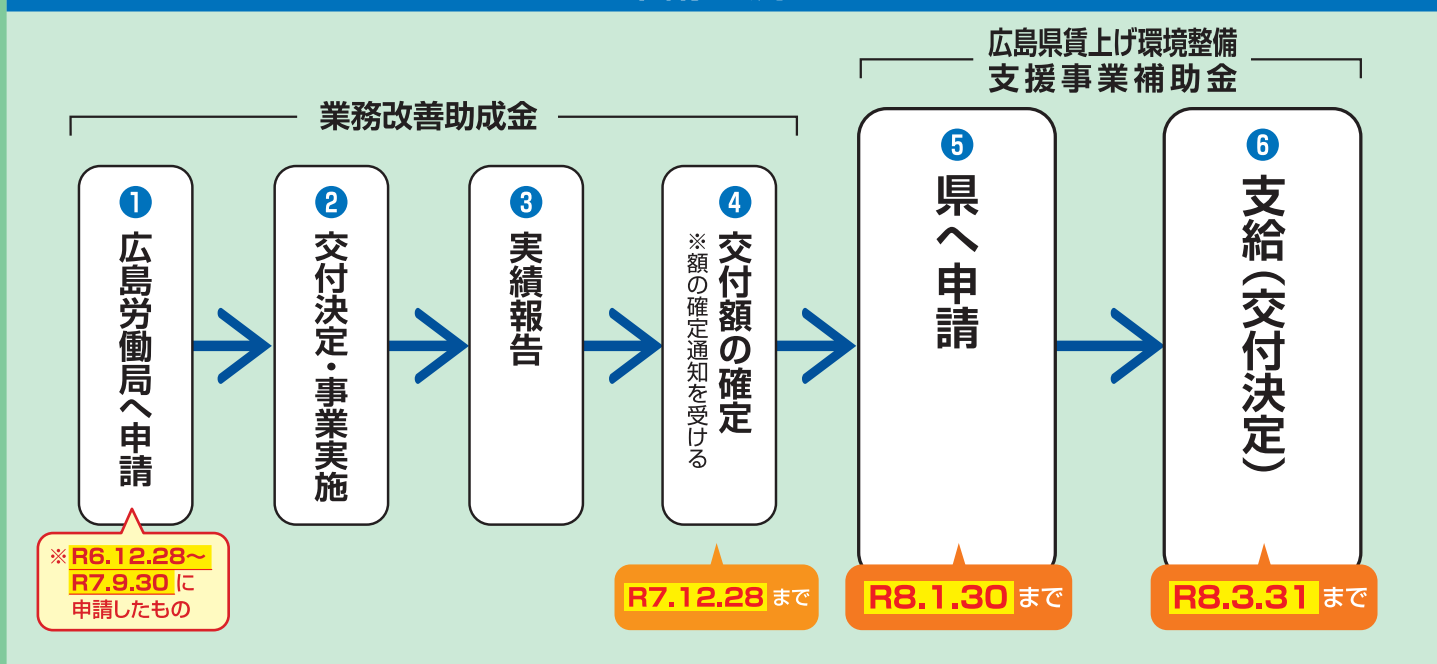
広島県賃上げ環境整備 支援事業補助金



生産性向上等の取組により、
最低賃金引上げを行う
中小企業等を支援する
「業務改善助成金」に、
上乗せ補助を行います。



申請の流れ



補助 対象者

- 次の①～③のいずれにも該当する者
- ① 県内に事業所を有する中小企業等
 - ② 令和6年12月28日から令和7年9月30日までの間に広島労働局へ業務改善助成金の申請を行った者
 - ③ **令和7年12月28日まで**に業務改善助成金の額の確定通知を受けている者

補助率

業務改善助成金交付確定額の1/10

申請様式/ 申請方法

広島県ホームページでご確認ください
URL: <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/68/chinage-hojokin.html>



県への申請期限

令和8年1月30日(金) ※当日消印有効

申請先・
お問い合わせ先

広島県商工労働局雇用労働政策課 労働環境整備推進グループ
〒730-8511 広島市中区基町10-52
TEL.082-513-3411 FAX. 082-222-5521
E-mail: syokoyou@pref.hiroshima.lg.jp

詳細は広島県ホームページでご確認ください。

●業務改善助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引上げ、設備投資（機械設備、コンサルティング導入、人材育成、教育訓練など）を行った場合に、その費用の一部を助成する国の制度です。

助成対象者

- 県内の中小企業・小規模事業者であること（大企業と密接な関係を有する企業でないこと）
- 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が **50 円以内**の事業場
- 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

助 成 率

1,000円未満	4/5	1,000円以上	3/4
----------	-----	----------	-----

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※10人以上の上限額区分は、以下の①、又は②のいずれかに該当する事業者が対象となります。

①賃金要件：申請事業場の事業場内最低賃金が1,000円未満の事業者

②物価高騰等要件：原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が、前年同月に比べ、3%ポイント（※）以上低下している事業者

※「%ポイント」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

業務改善助成金について

お問い合わせ先 ●業務改善助成金コールセンター TEL.0120-366-440(平日9:00～17:00)

交付申請書等の提出先 ●広島労働局雇用環境・均等室 TEL.082-221-9247